



平成27年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 北 日 本 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 佐 藤 安 紀
(コード番号 8551 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 下 村 弘
T E L 0 1 9 - 6 5 3 - 1 1 1 1

内部統制システム構築の基本方針の一部修正に関するお知らせ

当行は、平成27年5月13日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部修正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(主な修正箇所は下線で示しております。)

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、「地域密着」「健全経営」「人間尊重」の経営理念や「明、正、堅」の行是を経営の基本とし、「職業倫理と行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令及び定款の遵守並びに浸透を率先垂範して行う。
 - (2) コンプライアンス統括部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
 - (3) 頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設けコンプライアンス状況を総合的に把握、管理する。
 - (4) 営業店、本部各部にコンプライアンス責任者を配置し、コンプライアンス統括部署と連携し法令等遵守態勢の徹底を図る。
 - (5) 使用人が法令違反の疑いのある行為等を発見した場合の内部者通報体制として、コンプライアンス報告制度を設ける。
 - (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき営業店、本部各部の法令等遵守態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的にと取締役会に報告する。
 - (7) 反社会的勢力への対応に係る基本方針等に基づき、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、取締役及び使用人の職務執行の状況を記録した書類等の作成、保存、管理等を規制し、体制として整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程にリスク管理に対する基本方針を定め、当行が抱えるリスクの内容を的確に把握し適正な管理を行う。
- (2) リスク管理を統括する部署並びに内部監査部署を設置し組織体制を整備する。
- (3) リスク管理の統括部署が「リスク管理方針」を策定し、取締役会は、その内容や履行状況について報告を受け審議する。
- (4) 頭取を委員長とした「リスク管理委員会」を設け定期的に各種リスクの状況を把握、管理する。
- (5) 重大な損失の危険が生じた場合は、頭取を責任者とする対策本部を設置し速やかに適切な対応をする。
- (6) 内部監査部署は、内部監査規程に基づき、営業店、本部各部のリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 定期的（原則として月1回）または必要により臨時の取締役会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、重要な業務執行上の審議や意思決定を機動的に行うため原則として毎週常務以上の役付役員が出席する常務会を開催する。
- (2) 社則など経営の基本となる規程を定め、組織、各部署の業務分掌、職務権限、指揮命令関係等を明確化し、効率的な業務執行を実施する。

5. 当行及び子会社から成る企業集団（以下、当行グループという）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

イ) 当行は、規程を定め子会社に対し重要な業務の執行状況を定期的に報告を求める。

ロ) 当行グループの円滑な業務の運営及び適正性確保のため、定期的にグループ社長会を開催する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当行は、規程を定め子会社が抱えるリスクを適切に管理すると共に、指導・育成に当たる。

ロ) 子会社においても、リスク管理に関する規程を制定し、自ら率先してリスク管理向上に努める。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 当行は、規程を定め子会社の業務ごとに管理する担当部を明確化し、当行グループの適切かつ効率的な運営を確保する。

ロ) 子会社においても、業務の決定及び執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役を設置し、かつ業務が適正に行われるよう子会社の非常勤取締役及び非常勤監査役を当行の取締役が兼務する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確

保するための体制

イ) 当行の内部監査部署が子会社のコンプライアンス態勢やリスク管理態勢の適切性・有効性を監査し結果を頭取、常務会に報告するとともに概要を定期的に取り締役に報告する。

ロ) 子会社においても、コンプライアンスに関する規程を制定し、コンプライアンス責任者を配置し、当行は子会社の指導・育成に当たる。

6. 財務報告の適切性と信頼性を確保するための体制

当行及び子会社は会計基準その他関連法令を遵守し、財務報告の適切性と信頼性を確保するための内部管理態勢を整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき専任の職員（以下「補助職員」という）を置くことが必要となり求められた場合には、取締役と監査役が協議のうえ必要な人員を配置する。

(2) 監査役会規程の定める部署に所属する職員が監査役会事務局を兼任し、監査役会運営に関する事務に当たる。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 補助職員は他の部署の職員を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(2) 補助職員の任命、異動及び人事考課については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

(3) 監査役が監査役会事務局の職員に指示した業務については、監査役の指揮命令に従う。

9. 当行の監査役への報告に関する体制

(1) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ) 取締役は、法令に従い当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合には、直ちに監査役に報告する。

ロ) 取締役及び職員は、コンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等の通報状況を速やかに監査役に報告する。

ハ) 監査役から業務執行の状況についての照会や稟議書その他の重要文書の閲覧要請がある場合は、当該要請に基づき担当部門が直接報告する。

ニ) 内部監査部署は実施した内部監査結果を、速やかに監査役に報告する。

ホ) 監査役は、取締役会のほか常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など経営の業務執行にかかわる重要な会議に出席し報告を求めることができる。

(2) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び職員は、当行のコンプライアンス報告制度による法令違反の疑いのある行為等を当行の担当部を通じて又は直接当行の監査役へ報告する。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、当行の監査役へ報告を行った当行グループの取締役等及び職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止すると共に、不利な取扱いが行われないよう適切な措置を執る。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、あらかじめ提示を受けた監査役が職務の執行上必要と認める費用について毎年予算を設けると共に、監査役よりその職務の執行上必要な費用の前払いや事後償還の請求を受けたときは、速やかに処理する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、定期的に監査役会に出席し業務執行の状況についての説明や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
- (2) 監査役及び監査役会が会計監査人と定期的に意見や情報の交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。
- (3) 監査役が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

以上